



みどり
水土里ネットおおきく
水循環クリエイター

広報 おおきく

熊本県菊池郡大津町大字陣内1782-2 TEL (096) 293-6851 FAX (096) 293-6995
E-mail: ookiku@fancy.ocn.ne.jp ホームページ: <https://ookiku.jp>



上井手公園

大津町では、井手の完成によって水が安定して流れるようになり、地域の暮らしと産業が大きく発展しました。

「井手のおかげで一大穀倉地帯となった大津町」

この豊かな水を活かし、明治時代には精米・精麦、製材、精油、揚水などに使われる水車が次々と造られ、地域の生産を支える重要な役割を果たしました。

現在は産業用の水車は残っていませんが、上井手公園では実際に動く水車を見ることができ、町の水の歴史を今に伝えています。

土地改良区の概要

◇受益面積 1747.6ha
前年比 △11.7ha

◇組合員数 2,166人
前年比 2人

令和8年3月31日現在

目次

表紙	1
理事長あいさつ・新入職員紹介・第9回通常総代会	2
令和8年度事業計画及び予算内訳	3
令和8年度一般会計予算	4
令和6年度一般会計収支決算書	5
財産目録	6
水利施設を更新しました	7
イベント・啓発活動紹介	8
農地くんからのお知らせ	9
いろんな取組み・活動に参加してみませんか	10



「おおきく農地くん」

理事長あいさつ



おおきく土地改良区

理事長(菊陽町長)

吉本 孝寿

組合員ならびに地域の皆様には、日頃より本改良区の事業運営にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。今年も全国的に猛暑が予想され、渇水や大雨など気象の急変が懸念されます。昨年は梅雨期間の降雨が少なく、その後は記録的な大雨に見舞われるなど、対応に苦慮した一年となりました。また、近年の異常気象の常態化を改めて痛感したところでございます。組合員の皆様におかれましては、熱中症等に十分ご留意いただき、健康管理に努められますようお願い申し上げます。

現在、半導体関連企業の進出等により農地の減少が進み、代替農地や、水資源の確保に関する課題も顕在化しております。こうした状況の中、当改良区は両町をはじめ関係機関と連携を図り、地域農業の持続的な発展に向けた取組みを進めてまいります。今後も農業用水

の安定供給に努め、次世代へと繋がる農業の実現に向け、組合員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、厳しさを増す農業情勢や施設老朽化、人材の高齢化などの課題に対応するため、定款・規約・諸規程の見直しを進め、組織体制と財政基盤の強化に努めております。あわせて、将来にわたり主要農業水利施設から末端施設までの保全を図るため、国において制度化された「水土里ビジョン」についても、令和8年度からの本格実施に向け準備を進めております。

結びに、適度な雨と災害のない穏やかな天候のもと、豊かな実りの秋を迎えられますことを祈念するとともに、組合員の皆様のご健勝とご活躍を心よりお祈り申し上げます。



新入職員紹介

工務課

渡辺 優士

出身校

熊本学園大学

趣味・特技

野球、サッカー、モータースポーツ観戦

一言メッセージ

まだ、分からないことばかりですが、今までの経験をいかして頑張ります。



第9回通常総代会開催

第9回通常総代会を去る3月22日(日)に当改良区で開催しました。

議長に第2選挙区の西本雄一総代(吹田)を選出し、議事録記名人及び書記の指名の順で会議が進められました。

総代総数58名中50名の出席のもと提出議案10件について慎重に審議され、いずれも原案の通り可決承認されました。提出された議案は次の通りです。

- 第1号議案 …… 令和7年度 一般会計収支補正予算(専決第1号)の承認について
- 第2号議案 …… 令和7年度 一般会計収支補正予算(第2号)の議決について
- 第3号議案 …… 令和7年度 農林漁業資金の借入及び償還方法の変更議決について
- 第4号議案 …… 令和8年度 事業計画の議決について
- 第5号議案 …… 令和8年度 一般会計収支予算の議決について
- 第6号議案 …… 令和8年度 賦課金及び賦課徴収方法とその時期の議決について
- 第7号議案 …… 令和8年度 農林漁業資金の借入及び償還方法の議決について
- 第8号議案 …… 令和8年度 金銭預入先金融機関の議決について
- 第9号議案 …… 令和8年度 加入金の額の議決について
- 第10号議案 …… 定款及び規約の一部変更について



総代会の風景

総代・役員の皆さまには、
ご多用の中、総代会にご出席
頂き誠にありがとうございました。



令和8年度 事業計画

1. 運営の方針

当改良区管内では、大規模経営体の増加や土地持ち非農家の拡大により従事者の二極化が進み、従来の集落主体の農地・水管理が難しくなっている。担い手不足や高齢化、気候変動による渇水・豪雨の増加、資材高騰なども重なり、農業水利施設の老朽化と維持管理費の増加は避けられない状況である。さらに、施設の対応年数を超える箇所も増えており、更新費用については早急に積立を検討する必要がある。

こうした背景を受け、令和7年4月施行の改正土地改良法では、土地改良区・市町村・水利組合・多面活動組織などが協力して将来の保全体制を構築する連携管理保全計画、水土里ビジョンが制度化された。水土里ビジョンは、20～30年先を見据えて施設保全の役割分担を明確にし、土地改良区の経営健全化や人材確保を進めるための計画であり、国は補助率の引き上げなどの支援措置を用意している。

当土地改良区でも施設の老朽化が進み、事業は「新設」から「更新」へと移行している。今後は長寿命化対策や計画的な更新、中長期的な財政運営の見通しづくりが重要となる。併せて、組合員の構成変化に対応し、説明責任の徹底や運営の透明性向上にも取り組む必要がある。

また、令和8年度より、水土里ビジョンに取組み、地域協議会の設置や関係者との協議を進めながら、将来の保全体制づくりを本格的に進める。施設点検の計画化、台帳の電子化、ICTを活用した水管理の省力化など、効率的な維持管理の推進にも努める。

最後に、更なる土地改良区の発展に向け、健全な運営と経費削減に努めながら、組合員と共に土地改良施設の適正な運営及び維持管理に努めてまいります。

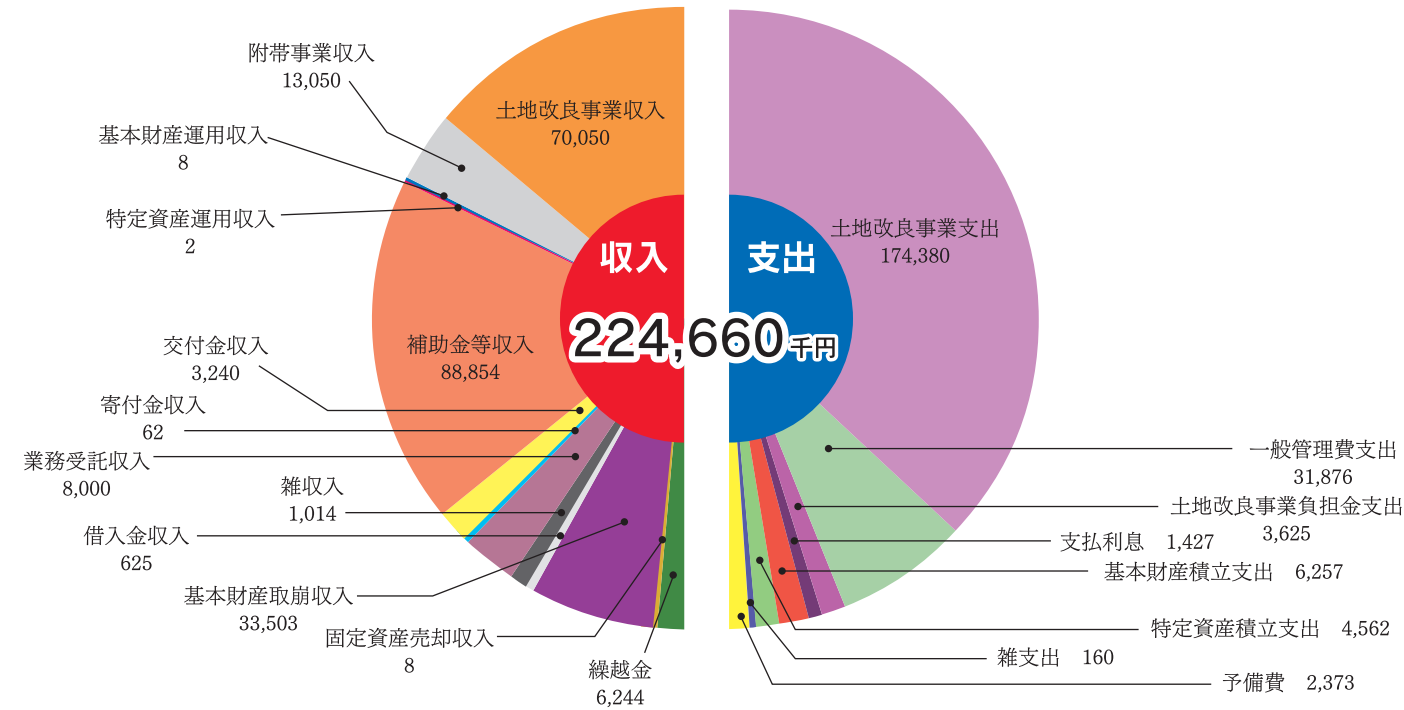
2. 事業の要点

運営の方針に基づき、次の事業を進める。

事業名	事業費	費目	地区名	工事内容
農業農村整備推進交付金特認事業	27,950 千円	事業	白 川	上井手堰附帯構造物補修工事 他1件
土地改良施設維持管適正化事業	3,600 千円	事業	白 川	上井手幹線施設整備工事
大津町・菊陽町土地改良事業(工事補助)	12,950 千円	維持	全地区	岩坂開田附帯施設整備工事 他4件 (大津町管内) 水路沿い立木伐採工事 他2件 (菊陽町管内)
大津町・菊陽町土地改良事業(維持補助)	13,380 千円	維持	全地区	維持管理工事 白川、堀川、馬場、白水、井口、錦野、迫井手
土地改良区単独事業	7,920 千円	修繕	全地区	修繕工事 白川、堀川、馬場、白水、井口、錦野、迫井手
合 計	65,800 千円			水利施設高度化事業堀川15号揚水機場R7繰越(42,200千円)

令和8年度 予算のしくみ

(単位：千円)



令和8年度 一般会計収支予算

一金 224,660千円 収入・支出予算額

収入

(単位：千円)

	款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	附 記
1	土地改良事業収入	70,050	71,300	△1,250	土地改良事業における収入 経常賦課金、維持管理賦課金、加入金額、転用決済金
2	附帯事業収入	13,050	14,150	△1,100	土地改良事業以外の附帯事業により得た収入 管理財産使用料(浄化槽処理水及び雨水排水の水路使用料)
3	基本財産運用収入	8	8	0	定款及び規約で定められている基本財産を運用して得られる収入 経常、白川、堀川、馬場、白水、井口、錦野、迫井手
4	特定資産運用収入	2	2	0	土地改良区が特定の目的のために運用する資産から獲得する収入 特定資産利息
5	補助金等収入	88,854	85,230	3,624	土地改良区が特定の目的のために運用する資産から獲得する収入 国、県、大津町、菊陽町
6	交付金収入	3,240	0	3,240	適正化事業を実施する年度における交付金等
7	寄付金収入	62	10	52	過寄付金収入 過去5年前の未収賦課金
8	業務受託収入	8,000	8,250	△250	土地改良区が行う受託業務における収入 深迫ダム管理受託補助金
9	雑収入	1,014	948	66	上記以外の収入 預金利息、配当金、過年度収入等、過怠金、その他
10	借入金収入	625	5,875	△5,250	借入金による収入 日本政策金融公庫借入(県営白水地区)
11	基本財産取崩収入	33,503	28,685	4,818	基本財産を取り崩すことで生じる収入
12	特定資産取崩収入	0	0	0	特定財産を取り崩すことで生じる収入
13	固定資産売却収入	8	5	3	固定資産を取り崩すことで生じる収入
14	出資金返還収入	0	0	0	出資金の返済により生じる収入
15	繰越金	6,244	13,200	△6,956	繰越金
	合 計	224,660	227,663	△3,003	

支出

(単位：千円)

	款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	附 記
1	土地改良事業支出	174,380	167,681	6,699	毎期の土地改良区が行う土地改良事業 維持管理費、適正化事業拠出金、受託業務費
2	附帯事業費支出	0	0	0	土地改良区が受託する業務に要する経費
3	一般管理費支出	31,876	29,860	2,016	土地改良区組織運営のために要する一般的経費 運営事務費、事務所
4	土地改良事業 負担金支出	3,625	10,825	△7,200	国及び都道府県営土地改良の負担金等 都道府県営事業分担金、市町村営事業分担金
5	借入金返済支出	0	1,770	△1,770	借入金返済のための支出
6	支払利息	1,427	703	724	債務の支払利息 借入金利息(県営白水地区)
7	固定資産取得支出	0	0	0	事業に要する固定資産の取得に要する経費
8	基本財産積立支出	6,257	10,767	△4,510	基本資産を積み増すための支出額
9	特定資産積立支出	4,562	2,562	2,000	積立資産を積み増すための支出額 職員退職給付引当積立資産積立支出 転用決済金積立資産積立
10	雑支出	160	210	△50	上記以外の支出
11	繰越金	0	0	0	次年度へ繰越金
12	予備費	2,373	3,285	△912	予算額が不足したときに用いる支出
	合 計	224,660	227,663	△3,003	

令和6年度 一般会計収支決算書

一金 収入 263,073,476円

一金 差引 29,421,081円

一金 支出 233,652,395円

※収入支出差引残高 翌年度へ繰越し

収 入

(単位:円)

	款	当初予算額	補正予算額	補正後予算額	本年度決算額	比較増減
1	土地改良事業収入	69,639,000	2,200,000	71,839,000	81,173,371	9,334,371
2	附帯事業収入	11,220,000	5,854,000	17,074,000	19,800,324	2,726,324
3	基本財産運用収入	8,000	0	8,000	37,733	29,733
4	特定資産運用収入	2,000	0	2,000	8,555	6,555
5	補助金等収入	39,403,000	14,944,000	54,347,000	53,976,806	△370,194
6	交付金収入	0	0	0	0	0
7	寄付金収入	10,000	0	10,000	498,720	488,720
8	業務受託収入	8,300,000	0	8,300,000	8,300,000	0
9	雑収入	2,768,000	5,222,000	7,990,000	14,029,112	6,039,112
10	借入金収入	32,338,000	△9,763,000	22,575,000	22,575,000	0
11	基本財産取崩収入	12,206,000	13,820,000	26,026,000	36,026,000	10,000,000
12	特定資産取崩収入	0	0	0	0	0
13	固定資産売却収入	5,000	11,410,000	11,415,000	11,423,738	8,738
14	出資金返還収入	0	0	0	0	0
15	繰越金	8,050,000	7,165,000	15,215,000	15,224,117	9,117
	合 計	183,949,000	50,852,000	234,801,000	263,073,476	28,272,476

支 出

(単位:円)

	款	当初予算額	補正予算額	補正後予算額	本年度決算額	比較増減
1	土地改良事業支出	91,385,000	43,944,000	135,329,000	124,299,516	△11,029,484
2	附帯事業費支出	0	0	0	0	0
3	一般管理費支出	27,835,000	865,000	28,700,000	26,476,324	△2,223,676
4	土地改良事業負担金支出	38,188,000	△9,763,000	28,425,000	25,689,000	△2,736,000
5	借入金返済支出	0	0	0	0	0
6	支払利息	603,000	0	603,000	570,662	△32,338
7	固定資産取得支出	0	0	0	0	0
8	基本財産積立支出	20,488,000	16,738,000	37,226,000	47,255,733	10,029,733
9	特定資産積立支出	2,062,000	0	2,062,000	9,298,700	7,236,700
10	雑支出	150,000	0	150,000	62,460	△87,540
11	繰越金	0	0	0	0	0
12	予備費	3,238,000	△932,000	2,306,000	0	△2,306,000
	合 計	183,949,000	50,852,000	234,801,000	233,652,395	△1,148,605

財 産 目 録

令和7年3月31日現在

(単位:円)

科 目		金 額	
Ⅰ 資産の部			
1 流動資産			
(1) 現金及び預金			
現金及び預金			
菊池地域農業協同組合 大津中央支所	12,925,483		
菊池地域農業協同組合 菊陽中央支所	875,627		
熊本市農業協同組合 東部支店	258,623		
熊本市農業協同組合 竜田支店	373,583		
肥後銀行 大津支店	5,179,862		
熊本銀行 大津支店	216,213		
熊本第一信用金庫 大津支店	428,831		
小口現金	50,000		
所得税預かり金	201,207		
(2) 未収賦課金等			
未収経常賦課金	504,730		
未収維持管理賦課金	389,440		
未収負担金	10,810		
(3) 短期未収金			
短期未収金	38,720,230		
前払金	25,689,000		
流動資産合計		85,823,639	
2 固定資産			
(1) 基本財産			
山林、宅地及びその従物	12,112,674		
財政調整積立資産	209,474,716		
基本財産合計	221,587,390		
(2) 特定資産			
所有土地改良施設	2,959,929,433		
土地改良施設用地等	724,695,472		
受託土地改良施設使用収益権	206,246,516		
職員退職給付引当積立資産	15,341,087		
転用決済金積立資産	36,257,631		
特定資産合計	3,942,470,139		
(3) その他固定資産			
土地	129		
建物	19,108,083		
機械及び装置	2		
車両運搬具	577,969		
器具備品等	8		
適正化事業拠出金	432,000		
長期未収賦課金等			
・長期未収経常賦課金	1,600,860		
・長期未収維持管理賦課金	1,400,710		
・長期未収特別賦課金	49,860		
・長期未収負担金	700,000		
出資金	1,519,000		
長期前払金	86,824,582		
その他固定資産合計	112,213,203		
固定資産合計		4,276,270,732	
3 繰延資産			
繰延資産合計		0	
資産合計			4,362,094,371
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
未払金	15,807,371		
預り金	201,207		
適正化事業拠出金短期未払金	816,000		
流動負債合計		16,824,578	
2 固定負債			
公庫資金等長期借入金	83,951,358		
適正化事業拠出金長期未払金	432,000		
職員退職給付引当金	17,500,000		
固定負債合計		101,883,358	
負債合計			118,707,936
Ⅲ 正味財産の部			
			4,243,386,435

用水不足が懸念されますのでご協力を☆三



今年も昨年に続き猛暑に加え降雨が少なく、白川では渇水の恐れがあり、用水不足が想定される状況にあります。

利用者の皆様におかれましては、引き続き定められた取水ルールのご協力いただきますようお願いいたします。皆様の適正な利用が用水不足対策につながり、安定した通水の確保を通じて、生産性の向上と安定した所得の確保にもつながります。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

農業水利施設(水路)を整備しました！

本施設は上井手本流に位置し、近年の集中豪雨に伴う急激な増水により、下流域で溢水が発生する事例が増加しておりました。こうした状況を踏まえ、施設管理の負担軽減と安全性の向上を図るため、以下の設備改修を実施いたしました。

【工事内容】電動式開閉機

(洪水時自動でゲートが閉まるシステム)

【事業概要】

工 事 名: 令和7年度 防災減災事業

門出地区スライドゲート改修工事

工事期間: 令和7年10月～令和8年3月

総事業費: 4,532千円



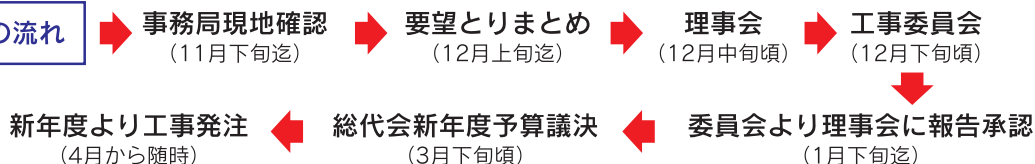
工事要望についてのお願い

水路等の修繕等がある場合は各被選任区の理事又は各集落の総代さんにご相談下さい。

※役員さんが分からない場合は事務局までお問合せください。

なお、個人からの工事要望は受け付けていませんのでご了承ください。

要望受付後の流れ





水土里ネットおおきくのイベント・活動紹介

穀雨祭神事式典

令和8年4月24日に大津町瀬田の上井手頭首工において、穀雨祭を挙行了しました。

「穀雨」とは、「雨が降って百穀を潤す」という意味からきた言葉であり、今年1年の五穀豊穡と、組合員の皆様の農作業安全を祈願しました。また当日は、樋門管理者の委嘱状交付も行われました。



啓発活動（イベント、研修等）



▲夏休み特別イベント(主催:九州農政局)
農業用水路の生きもの展示



▲からいもフェスティバル(主催:大津町)
土地改良区の取り組み等紹介



▲美咲野小学校にて出前授業
農地と地下水のかかわりについて勉強会

田んぼの学校 in 白川中流域 2025 を開催しました



令和7年度の「田んぼの学校」は、大津町・菊陽町・熊本市の小学1年生から6年生の児童と保護者を対象として開催しました。第1回目(6月)は田植え体験を行い、第2回目(10月)は秋晴れのもと、暑さの残る中で稲刈り体験を実施しました。

参加児童は、慣れない手刈り作業に苦戦しながらも、一株ずつ丁寧に稲を刈り取ることができました。午後からは、JA菊池南部カントリーエレベーターにて「食」に関する学習を行い、収穫した米がどのように私たちの食卓に届くのかについて理解を深めました。

令和8年度啓発活動予定

- 8月 『夏季の節水重点期間』イベント(熊本市主催)
- 8月 夏休み特別イベント『しっとと？国の仕事』(九州農政局主催)
- 10月 田んぼの学校 in 白川中流域2026(白川中流域土地改良区協議会主催)
- 11月 すぎなみフェスタ(菊陽町主催)

農地くんから手続き等のお知らせ



① 組合員の変更が生じた場合

◆組合員資格得喪通知◆

組合員資格に変更が生じた場合は、土地改良法第43条の規定に基づき「組合員資格得喪通知書」により届出が必要です。(土地改良法第43条第1項 組合員の資格得喪の通知義務)

1. 農地を売買・賃借・交換などした場合
2. 農業者年金の受給のため経営移譲した場合
3. 現資格者(組合員)の死亡のため土地を相続し名義変更した場合
4. 公共用地(道路等)に提供した場合(近年公共用地として増加しています)

上記のような事由にて、市町村や農業委員会、法務局等で手続きを行っても、組合員の皆様から改良区へ届出がなければ、土地台帳等の情報は変更されません。

なお、届出がない場合、賦課金は変更前のまま賦課されますので必ずお届け下さい。

② 地区除外・決済金について

◆地区除外とは◆

土地改良区の管轄の農地(=受益地)を農地以外のもの(道路や宅地など)に転用し、土地改良区の賦課受益地からその農地を除外することです。地区除外が認められた場合、その土地については翌年度より賦課金の負担がなくなります。(※ただし、転用決済金が必要です。下記「決済金について」を参照)

地区除外をおこなうには、管轄の農業委員会と土地改良区の認可が必要です。

また、農業委員会から土地改良区の意見書を求められる場合もあります。そのため、あらかじめ土地改良区に、農地転用等の通知・地区除外申請が必要です。

◆地区除外決済金とは◆

農地を転用する場合は、土地改良法第42条「土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」と定められており、地区除外決済金の納付が義務付けられております。

地区除外決済金は、転用等による農地の減少、維持管理費の増大により、残った農地の組合員が過重負担にならないよう、組合員の負担の公平を図るため、農地を転用する際には地区除外決済金を納付していただき、維持管理費に充てております。

市街化区域の場合も地区除外申請書の届出と地区除外決済金の納付が必要です。届出がないと農地のまま賦課されます。※決済金については各地区で異なりますので事務局にご確認下さい)

公共事業(道路または施設等)の用地として買収された場合も地区除外決済金は発生します。

③ 賦課金について

近年、相続や売買により新たに組合員となった方や水を使っていないのに「なぜ土地改良区に賦課金を支払わねばならないのか」といった質問が寄せられます。

土地改良区が賦課できる根拠は土地改良法第36条第1項(経費の賦課)に「土地改良区は、定款に定めるところにより、その事業に要する経費を充てるため、地区内にある土地につき、組合員に対して賦課徴収することができる。」とされています。

賦課金は土地改良事業(農地や農業用水、排水路などの維持管理も含む)の受益地に賦課するもので、耕作の有無に関わらずその農地は、土地改良事業の効果を受けるため、受益者で賦課金を負担する必要があります。また、一般的な水道代などの水使用の費用等ではありません。

本土地改良区賦課金には種類があります。(維持管理費単価は地区によって異なります。)

■経常賦課金

【事務費】全地区 1,900円(10aあたり)
土地改良区の運営費

■維持管理賦課金

【維持管理費】各地区 200円～1,500円(前期)
【財政調整積立金】各地区 600円～1,000円(前期)
維持管理費は施設の修繕・補修や施設の更新に必要な積立費用
【使用料】堀川地区、白水地区、井口地区(後期)
施設の電気代等に必要な費用(灌漑利用者のみ負担)



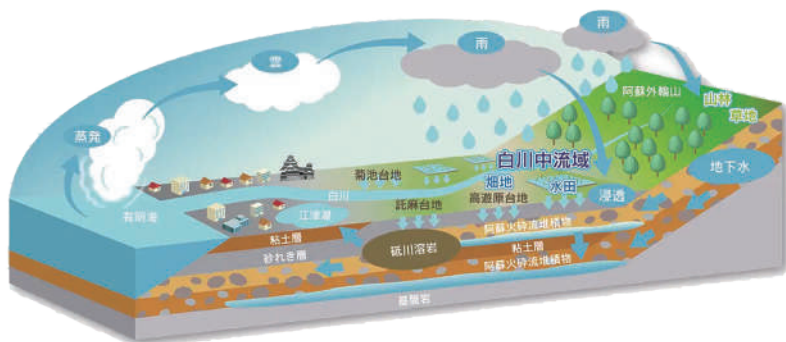
いろんな取組み・活動に参加してみませんか!

■水循環型営農推進協議会より

日頃から本協議会が推進する水循環型営農推進運動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

令和7年度実績は延べ334戸の農家の方のご協力をいただき、延べ面積801.3haの水田で本事業が行われました。地下水推定涵養量は2,644万㎡と過去最大となっています。これも皆様のご協力によるものと深く感謝申し上げます。今後ともより一層ご協力のほどよろしくお願いいたします。

熊本の地下水のしくみ



■菊陽町農村環境保全隊事務協議会より

土地改良区では地域資源の質的向上を図る共同活動や施設の長寿命化のための活動を支援、推進しています。

農林水産省ホームページより抜粋

地域資源の質的向上を図る共同活動の例



資源向上支払交付金

(地域資源の質的向上を図る共同活動)

施設の長寿命化のための活動の例



資源向上支払交付金

(施設の長寿命化のための活動)



何かございましたらお問い合わせください。

おおきく土地改良区事務所 案内図



【お問合せ先】

水土里ネットおおきく(おおきく土地改良区)
TEL(096)293-6851 FAX(096)293-6995
e-mail: ookiku@fancy.ocn.ne.jp
就業時間: 平日8時30分から17時15分まで
土・日祝祭日: 休業



大津駅から車で7分
熊本阿蘇空港から車で13分
益城・空港インターから車で21分